



HOME PAGE



TWITTER

東地申22号
4月15日開催

乗務員宿泊所のリネン類交換における適正な労働時間管理と睡眠時間の確保を求める申し入れ 団体交渉を行う！

これまで乗務員の宿泊所において、グループ会社等の社員が定期的なリネン類の交換や寝具の整頓を行ってきましたが、突如説明もなく、業務掲示で「お願い」「お知らせ」との掲示が貼られ、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からリネン類のセット及び回収・寝具の整頓については乗務員各自で行うと周知されました。乗務員は移動労働を伴い、事前に宿泊所に行きリネン類の交換はできません。また、実作業に伴う「労働」であり、「お願い」といっても「黙示の指示」であることから、労働基準法第37条に抵触する恐れがあるため申し入れを行い、団体交渉を開催しました。

1. リネン類の交換は実作業にあたることから、割増賃金を払うこと。

(会社回答) 就業規則及び賃金規程に則り取り扱うこととなる。

輸 送 サ ー ビ ス 労 組	会 社
<ul style="list-style-type: none"> ◆リネン類の毎日交換について職場では理由を聞いても管理者は明確に答えず、理解納得もいかないまま、今に至っている。リネン類交換を毎日行う目的は何か。 ◆<u>リネン類の交換作業は実作業に当たる認識だ。</u> ◆<u>リネン類の交換作業は労働時間に当たる。</u> ◆厚生労働省が発行している「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」では使用者の明示又は黙示の指示に労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たるとされている。<u>職場では業務掲示板にリネン類のたたみ方も出されていることから、作業と考えており、労働基準法第37条に抵触すると考えている。労働基準監督署の見解でも、労働時間に当たると回答をしている。</u> ◆乗務員の移動を伴う乗務労働の特殊性は理解しているのか。 ◆<u>リネン類の交換作業は実作業であり、割増賃金を支払うべきだ。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆リネン類を毎日交換としたのは、コロナウイルス感染拡大防止と衛生管理のため、また社員からの要望があったためである。コストダウンの一面だけではない。 ◆<u>睡眠環境は自分たちで整えることになるので、実作業ではないことから、労働時間という認識ではない。</u> ◆<u>自分の身の回りの整理整頓は労働時間でないのと同様に労働時間とは考えていない。</u> ◆職場での掲示は、今まで週2回の交換であったものを毎日交換とすることによる取扱いの変更について周知を行ったものであり、<u>業務指示ではないので労働時間とする考えはない。</u> <p style="text-align: center;">認識一致せず!</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆駅とは違う。乗務労働の特殊性については認識している。 ◆<u>実作業ではないため、割増賃金については支払わない。</u>

労使で労働条件の向上を目指してきた中で、経営環境を踏まえても「身の回りの整理整頓」では納得できない！労働時間管理は労使共通の課題であり、適正な管理・把握をするべきだ！

2. 睡眠時間を確保するために次期行路作成においては、「睡眠を目的とした乗務の中断」を実態にあわせて拡大させること。

(会社回答) 乗務割交番作成規程に基づき行路を作成している。

確認事項

- リネン類交換作業により睡眠時間が減っているのは会社としても認識はしている。
- 今後、ダイヤ改正などにおいて行先地の時間の拡大については最大限配慮していく。
- 騒音対策のため、寝室の部屋割りを見直すなどの区所毎に工夫することは否定しない。

3. コロナウイルス終息後は、リネン類の交換や寝具の整頓をこれまで通りに戻すこと。

(会社回答) 現行の取扱いを変更する考えはない。

(組合) 新型コロナウイルス感染症終息後はこれまで通りの取扱いに戻すこと。

(会社) 生活様式の変化、今まで毎日交換しないことによる不衛生等を鑑みて、引き続き毎日交換としていく。

リネン類の交換は実作業であり割増賃金を支払うべきだ！地本は今後も法令順守を求めています！